

2017年度  
関西学院大学ロースクール  
A日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《12:30～14:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、[設問 1] および [設問 2] に答えなさい。解答に際しては、根拠条文を必ず明示すること。

甲株式会社（以下、甲会社という）は、精密機械の製造及び販売を行うことを目的とする公開会社（監査役設置会社）であり、その直近の貸借対照表によれば、資本金 4 億 5 0 0 0 万円、負債総額が 7 5 億円である。甲会社は、その製造する製品の特許を複数取得したこともあり、近年その事業が好調で、設備投資のために増資をしようと考えている。もっとも、甲会社株式は上場されていないが、好調な業績と取得した特許が高く評価されており、甲会社代表取締役である A が内密で募集株式の引受けについて複数の企業に打診したところ、3 社ほどが募集株式の引受人として名乗りを上げている。そこで、甲会社としては、名乗りを上げた 3 社に対して、1 社あたり 1 株 5 万円で 1 0 0 0 株ずつ 5 0 0 0 万円、合計で 1 億 5 0 0 0 万円の出資を募り、そのうちの半額に相当する 7 5 0 0 万円を資本金に組み入れることを予定している。

A が甲会社の顧問弁護士に相談したところ、今回予定している増資により、甲会社は大会社になることから、機関設計の変更とそのために必要な手続きをとらなければならない旨の助言を受けた。

[設問 1] 大会社とはどのような会社をいうか。

[設問 2] 甲会社は、現在の監査役制度を維持したまま、大会社になるために機関設計の変更を行いたいと考えている。①甲会社としてどのような機関を設置する必要があるか。また、②会社法上、大会社においてそのような機関を設置しなければならないと定められている趣旨は何か。



## 2017年度 A日程入試 採点講評

### 1 出題趣旨

- ・ [設問1] は、会社法上の大会社の定義が理解できているかを問うものである。すなわち、[設問2] を解答する前提として、大会社の定義を定義規定の中から探し出すことができるか(会社2条6号) が問われている。
- ・ [設問2] は、大会社に必要な機関設計はどのようなものであり、会社法がそのような機関設計を大会社にとって必要とすると定めた趣旨が理解できているかを問うものである。

### 2 解説・講評

- ・ [設問1] について。おおむねほとんどの答案が必要な条文を示した上で、大会社の定義を正確に解答していた。しかし、中には、該当する条文を探し出すことができず、独自の観点から大会社について定義づけていた答案も見受けられた。
- ・ [設問2] について。会社法は、大会社につき様々な機関設計を用意している。もっとも、甲会社が公開会社であり、また従前の監査役制度を維持したまま機関設計の変更を行いたいとのニーズに対応するためには、株主総会+取締役会+監査役会+会計監査人という機関設計となる(会社327条1項・2項、328条1項)。さらに、監査役会は3人以上の監査役で構成され、かつその半数以上は社外監査役(会社2条16号) でなければならない(会社335条3項)。このような機関設計が採用される理由は、大会社かつ公開会社では、事業規模も複雑で大きくなるために、高度な独立性を有する者(社外監査役を含む) が組織的監査を行う必要性が生じるとともに、会社の計算関係については、専門的職業人(会社337条1項) としての会計監査人の設置が強制されている。甲会社が採用することとなる機関設計について正確に解答できていた答案は比較的多かったものの、制度趣旨について正確に解答できている答案はきわめて少なかった。とりわけ、監査役会という機関が設置されなければならない理由や会計監査人の設置強制が定められている理由については、理解が不十分であると思われる。平成26年会社法改正により、機関設計はさらに多様化されていることから、それぞれの機関設計の特質や制度趣旨等をしっかりと抑えておくことが望まれる。